福岡市公報

令和６年３月28日　第7040号（別冊２）

発　行　所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福　岡　市　役　所

（総務企画局行政部法制課）

発行日　毎週月・木曜日

—目　　次—　　ページ

交　通　局

○福岡市交通局事務分掌規程の一部改正（規程第２号）…… 1
○福岡市交通局企業職員の休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程の一部改正（規程第３号）…… 4
○福岡市交通局企業職員人事評価規程の一部改正（規程第４号）…… 5
○福岡市交通局企業職員の給与に関する規程の一部改正（規程第５号）…… 5
○福岡市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部改正（規程第６号）…… 6
○福岡市交通局企業職員被服貸与規程の一部改正（規程第７号）…… 6
○福岡市交通局公有財産規程の一部改正（規程第８号）…… 6
○福岡市交通局庁用自動車管理規程の一部改正（規程第９号）…… 7
○福岡市交通局理事以下専決規程の一部改正（訓令第１号）…… 7
○福岡市交通局企業職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程の一部改正（訓令第２号）…… 8
○福岡市交通局企業職員人事異動取扱規程の一部改正（訓令第３号）…… 8
○福岡市高速鉄道災害対策規程の一部改正（訓令第４号）…… 8

交　通　局

福岡市交通局事務分掌規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市交通事業管理者　小野田　勝　則

福岡市交通事業管理規程第２号

福岡市交通局事務分掌規程の一部を改正する規程

福岡市交通局事務分掌規程（昭和49年福岡市高速鉄道事業管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第15条の３」に改める。

第２条中「又は室」を削り、同条第１号中「経営企画課　企画第１係　企画第２係」を「職員係　企画係　職員課　職員係　労務係」に、「契約係」を「契約管財係」に改め、同条第２号中「ＩＣカードシステム係」を「マーケティング推進係」に、「マーケティング推進室　開発第１係　開発第２係」を「ＤＸ推進課　情報システム係　駅務システム係」に改める。

第３条の見出し及び同条中「又は室」を削り、同条総務課の分掌事務第12号から第15号までを次のように改める。

⑿　高速鉄道事業の経営に係る基本計画に関すること。

⒀　高速鉄道事業の経営に係る重要事項の企画及び調整に関すること。

⒁　広報及び報道に係る調整に関すること（他の課の主管に係るものを除く。）。

⒂　関係機関・団体との連絡調整に関すること（他の課の主管に係るものを除く。）。

第３条総務課の分掌事務中第16号から第19号までを削り、第20号を第16号とし、第21号を第17号とし、同条同課の分掌事務の次に次のように加える。

職員課

⑴　人材の確保及び活用に関する総合的企画及び調整に関すること。

⑵　職員の任免、分限、服務、賞罰その他身分及び賠償に関すること。

⑶　職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。

⑷　職員の人件費に関すること。

⑸　職員の福利厚生に関すること。

⑹　職員の安全衛生に関すること。

⑺　報酬、費用弁償及び旅費に関すること。

⑻　労働組合及び苦情処理共同調整会議に関すること。

⑼　組織、定数及び事務分掌に関すること。

⑽　課の予算、決算及び経理に関すること。

第３条経営企画課の分掌事務を削り、同条財務課の分掌事務に次の２号を加える。

⑽　普通財産の取得、管理、活用及び処分（他の課の所管に係るものを除く。）並びに財産管理の調整統括に関すること。

⑾　庁用自動車の管理の統括に関すること。

第３条営業課の分掌事務第２号を次のように改める。

⑵　乗車料金その他の旅客営業制度に関すること。

第３条営業課の分掌事務第11号を次のように改める。

⑾　マーケティングに係る総合的企画及び調整に関すること。

第３条営業課の分掌事務中第17号を第18号とし、第12号から第16号までを１号ずつ繰り

下げ、第11号の次に次の１号を加える。

⑿　ユニバーサルデザインに係る総合的企画及び調整に関すること。

第３条マーケティング推進室の分掌事務中「マーケティング推進室」を「ＤＸ推進課」に改め、同条同室の分掌事務第１号を次のように改める。

⑴　情報システム及び情報技術の高度化、ＤＸの推進に係る総合的企画及び調整に関すること。

第３条マーケティング推進室の分掌事務中第２号から第７号までを削り、第８号を第２号とし、第９号を削り、第10号を第３号とし、第11号を第４号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑸　出改札設備の設置等に係る方針に関すること。

第３条マーケティング推進室の分掌事務第12号を第６号とする。

第３条駅務サービス課の分掌事務第３号中「の管理の調整統括及び駅務機器の運用」を「及び設備機器の管理及び運用に係る調整」に改め、同条広告・駅ナカ事業課の分掌事務第２号中「及び資産の有効活用」を削り、同条同課の分掌事務第３号を次のように改める。

⑶　駅の魅力づくりに関すること。

第３条広告・駅ナカ事業課の分掌事務中第４号を削り、第５号を第４号とし、同条技術課の分掌事務中第８号を削り、第９号を第８号とし、第10号を第９号とし、第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、同条計画課の分掌事務第２号中「３号線延伸事業（天神南・博多間）」を「高速鉄道事業の建設改良」に改め、同条施設課の分掌事務第２号中「建築工事」を「建築」に、「に係る技術支援」を「の計画、設計及び工事の施行」に改める。

第４条第１項中「課相当の室及び」を削る。

第５条中「課相当の室の室長及び」を削る。

第７条の２第１項中「、室に室長」を削り、同条第３項中「、室長」を削り、同条第４項中「、室長」及び「、室」を削る。

第12条第２項中「総務課長」を「職員課長」に改める。

第15条の表運転車両部の部の前に次のように加える。

総務部	教習所

第15条の表総務部総務課の項を削る。

第３章第２節中第16条の前に次の１条を加える。

（教習所）

第15条の３　教習所の所掌する事務は、次のとおりとする。

⑴　職員の能力開発に関する総合的企画及び調整に関すること。

⑵　職員の育成及び活性化に関すること。

⑶　職員の研修に関すること。

(4)　指定動力車操縦者養成所の運営に関すること。
(5)　動力車操縦者免許の手続等に関すること。
(6)　関係職員に係る適性検査に関すること。
(7)　教習所の予算、決算及び経理に関すること。
２　教習所に次の係を置く。
　人材育成係
３　係の事務分掌は、所長が定める。

第16条の３第１項第５号中「大規模改修事業」を「改修」に、「建築及び設備の計画、設計並びに」を「設備の設計及び」に改める。

第18条及び第19条を次のように改める。

第18条及び第19条　削除

第21条第１項中「姪浜乗務事務所」を「教習所、姪浜乗務事務所」に改め、「、教習所に人材育成係長を」を削る。

第24条ただし書中「、教習所にあつては総務課長の承認を受けて人材育成係長が定め」を削る。

第25条第１項中「姪浜乗務事務所」を「教習所、姪浜乗務事務所」に改め、同条第２項中「総務課長」を「職員課長」に改める。

第26条第１項中「姪浜乗務事務所」を「教習所、姪浜乗務事務所」に改め、同条第３項を削り、同条第４項中「前３項」を「前２項」に、「、管区駅長又は人材育成係長」を「又は管区駅長」に改め、同項を同条第３項とする。

別表第１　２　主査の表を次のように改める。

２　主査

所　属		特　命　事　項	人数
営業部	ＤＸ推進課	駅務システム機器刷新	1
運転車両部	車両課	車両増備	1
施設部	施設課	大規模施設等更新	1
	電気課	電力指令教育	1
		特高機器更新	1

別表第２総務部総務課の項中「総務課」を削り、同表運転車両部の部施設等更新の項を削る。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市交通局企業職員の休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程の一部を改正する規

程を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市交通事業管理者　小野田　勝　則

福岡市交通事業管理規程第３号

福岡市交通局企業職員の休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程の一部を改正する規程

福岡市交通局企業職員の休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程（昭和49年福岡市高速鉄道事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第８条第３項中「総務課長」を「職員課長」に改める。

第10条中「すみやかに」を「速やかに」に、「総務課長」を「職員課長」に改める。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市交通局企業職員人事評価規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市交通事業管理者　小野田　勝　則

福岡市交通事業管理規程第４号

福岡市交通局企業職員人事評価規程の一部を改正する規程

福岡市交通局企業職員人事評価規程（昭和49年福岡市高速鉄道事業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第２項中「総務課長」を「職員課長」に改める。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市交通事業管理者　小野田　勝　則

福岡市交通事業管理規程第５号

福岡市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

福岡市交通局企業職員の給与に関する規程（昭和49年福岡市高速鉄道事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第３(3)の項中「マーケティング推進室長」を「教習所長」に改める。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市交通事業管理者　小野田　勝　則

福岡市交通事業管理規程第６号

福岡市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

福岡市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（昭和49年福岡市高速鉄道事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

別表第１職務の欄中「マーケティング推進室の室長」を「教習所長」に改める。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市交通局企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市交通事業管理者　小野田　勝　則

福岡市交通事業管理規程第７号

福岡市交通局企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程

福岡市交通局企業職員被服貸与規程（昭和49年福岡市高速鉄道事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第５条中「前条第２項に定めるそれぞれの」を「前条第２項各号に掲げる」に改め、同条ただし書中「総務課長」を「職員課長」に改める。

第７条第１項中「総務課長」を「職員課長」に改める。

別記様式中「総務課長」を「職員課長」に改め、「㊞」を削る。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市交通局公有財産規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市交通事業管理者　小野田　勝　則

福岡市交通事業管理規程第８号

福岡市交通局公有財産規程の一部を改正する規程

福岡市交通局公有財産規程（昭和54年福岡市高速鉄道事業管理規程第７号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「営業部広告・駅ナカ事業課長」を「総務部財務課長」に、「「広告・駅ナカ事業課長」を「「財務課長」に改め、同条第２項中「広告・駅ナカ事業課長」を「財

務課長」に改める。

第４条第２項、第５条及び第６条中「広告・駅ナカ事業課長」を「財務課長」に改める。

第７条第２項中「あっては」を「あつては」に、「広告・駅ナカ事業課長」を「財務課長」に改める。

第20条第１項及び第22条中「広告・駅ナカ事業課長」を「財務課長」に改める。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市交通局庁用自動車管理規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市交通事業管理者　小野田　勝　則

福岡市交通事業管理規程第９号

福岡市交通局庁用自動車管理規程の一部を改正する規程

福岡市交通局庁用自動車管理規程（昭和51年福岡市高速鉄道事業管理規程第９号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「営業部広告・駅ナカ事業課」を「総務部財務課」に、「「広告・駅ナカ事業課」を「「財務課」に改め、同条第３項中「広告・駅ナカ事業課」を「財務課」に改める。

第６条第２項中「営業部広告・駅ナカ事業課長」を「総務部財務課長」に、「「広告・駅ナカ事業課長」を「「財務課長」に改める。

第９条、第10条第３項、第11条第２項及び第３項並びに第18条中「広告・駅ナカ事業課長」を「財務課長」に改める。

第19条中「手続等について」を「手続」に、「広告・駅ナカ事業課長」を「財務課長」に改める。

第20条第２項中「広告・駅ナカ事業課長」を「財務課長」に改める。

第24条第２項中「広告・駅ナカ事業課長」を「財務課長」に、「総務課長」を「職員課長」に改め、同条第３項及び第４項中「広告・駅ナカ事業課長」を「財務課長」に、「総務課長」を「職員課長」に改める。

第25条から第27条までの規定中「広告・駅ナカ事業課長」を「財務課長」に改める。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市交通局訓令第１号

福岡市交通局理事以下専決規程（昭和56年福岡市交通局訓令第10号）の一部を次のように改正し、令和６年４月１日から施行する。

令和６年３月28日

福岡市交通事業管理者　小野田　勝　則

第２条第３号中「室長」を「教習所長」に改める。

別表第４総務部関係の部総務課長の項専決事項の欄中第１号及び第２号を削り、第３号を第１号とし、同項の次に次のように加える。

職員課長	(1)　所得税法等の規定に基づき徴収した所得税等の支払い (2)　職員証等の発行

福岡市交通局訓令第２号

福岡市交通局企業職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程（平成６年福岡市交通局訓令第３号）の一部を次のように改正し、令和６年４月１日から施行する。

令和６年３月28日

福岡市交通事業管理者　小野田　勝　則

第４条第１項中「４時間」の次に「（交通事業管理者が認める場合にあっては、３時間45分）」を加える。

福岡市交通局訓令第３号

福岡市交通局企業職員人事異動取扱規程（昭和49年福岡市高速鉄道建設局訓令第２号）の一部を次のように改正し、令和６年４月１日から施行する。

令和６年３月28日

福岡市交通事業管理者　小野田　勝　則

第２条第１項中「総務課長」を「職員課長」に改める。

福岡市交通局訓令第４号

福岡市高速鉄道災害対策規程（昭和56年福岡市交通局訓令第１号）の一部を次のように改正し、令和６年４月１日から施行する。

令和６年３月28日

福岡市交通事業管理者　小野田　勝　則

別表を次のように改める。

別表

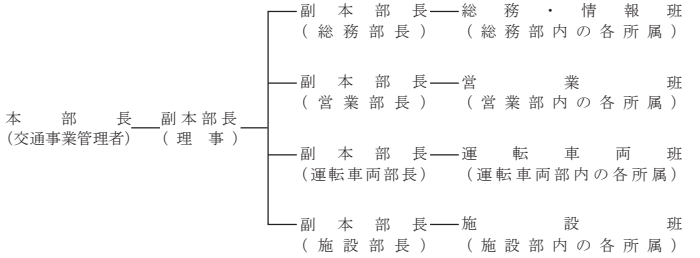
本部長
（交通事業管理者）
副本部長
（理事）
副本部長
（総務部長）
総務・情報班
（総務部内の各所属）
副本部長
（営業部長）
営業班
（営業部内の各所属）
副本部長
（運転車両部長）
運転車両班
（運転車両部内の各所属）
副本部長
（施設部長）
施設班
（施設部内の各所属）

印刷所　松影堂印刷株式会社

この印刷物は再生紙を
使用しています